

中国での新型コロナウイルスの再流行に伴う法的トラブルの対応 ～従業員の処遇や取引先への対応を中心に～



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史
PROFILE



上海翰凌法律事務所
律師 張 鵬程
PROFILE

一、はじめに

中国では3月に入って新型コロナウイルスの感染者数が急増したことから、同月末からは人口2500万人を擁する上海市でロックダウンが実施され、企業や個人の活動に甚大な影響が出ています。コロナ禍における企業活動の制限に伴う法的なトラブルについては、2020年に様々な規定が出ていますが、上海市のロックダウンを受けて新たに地方規定等も出されています。そのため、今回は、ロックダウンを含めたコロナ蔓延防止措置等（以下「蔓延防止措置等」といいます。）に伴い多くの企業が直面するであろう従業員への給与の支払の問題、及び取引先への供給遅延や支払遅延が生じた場合の対応について解説していきます。

なお、本原稿は、2022年4月10日時点までに入手した情報に基づいて執筆しております。

二、従業員への給与の支払

2022年3月28日から上海市では同市の東部を皮切りにロックダウンがスタートし、4月10日現在も上海市のオフィスビルへの立入り禁止や工場の稼働停止が続いています。企業活動を制限される状況が続く中、現地の日系企業にとって、従業員へ通常通りの給与を支払う必要があるのかが大きな関心事の一つとなっています。この点については、以下のとおり、社内で柔軟な勤務体制を取り入れるか否か、更には従業員との協議が重要になります。

1. 柔軟な勤務体制、年次有給休暇の活用

蔓延防止措置等の実施により正常な労働を提供できない

場合における職場復帰前までの雇用のあり方については、2020年1月から2月にかけて人力資源社会保障部が中華全国总工会等と公布した新型コロナウイルス蔓延防止措置期間における労働関係の処理に関する2つの通知¹（以下、それぞれ「5号通知」及び「8号通知」といいます。）が重要な指針を提示しています。

まず5号通知及び8号通知によると、企業と従業員が相互の協議を通じて、在宅勤務等の柔軟な勤務体制を採用することが推奨されています。

これに対し、もし在宅勤務等の柔軟な勤務体制を採用できない企業については、従業員との協議を通じて年次有給休暇を優先的に使用したり、又は企業自ら福利厚生としての特別休暇を設けるといった対応を採ることが推奨されています。

したがって、現状、ロックダウン状態にある上海市においても、企業が在宅勤務体制を採用したり、または従業員との協議を通じて年次有給休暇を優先的に使ってもらう場合には、通常の勤務と異ならないため、企業は従業員に対して、通常勤務と同様の給与を支払う必要があります。

2. 業務・生産の停止に関する規定を参照した協議の実施

在宅勤務体制については、オフィス業務であれば今回のロックダウンであっても採用可能ですが、工場での生産業務であれば採用は難しいと思われます。また年次有給休暇の優先活用も日数に限界があります。その場合、8号通知では、もし企業が従業員の在宅勤務体制や年次有給休暇を活用できない場合、企業としては経営不振を理由とする業務・生産の停止期間における給与支払に関する国や地方の規定を参照しな

¹ 「新型コロナウイルス感染の肺炎蔓延状況の防止期間の労働関係問題の適切な処理に関する通知」（人力資源社会保障部、人社庁発明電〔2020〕5号）及び「新型コロナウイルス感染の肺炎蔓延状況の防止期間における労働関係を安定化させ、企業の業務再開を支持することに関する意見」（人力資源社会保障部、中華全国总工会、中国企業連合会／中国企業家協会、中国工商連合会、人社部発〔2020〕8号）。

がら労働者との協議を通じて、以下の対応を採ることを推奨しています。

(1) 労働できない期間が1回の給与支払周期（最長30日）以内の場合

企業は、従業員と締結した労働契約で定める基準に照らして給与を支払うことが考えられます。労働契約で給与を定める場合、通常、基本給与をベースにして、各人の職位や職能に応じた職能給、各人の勤務形態や勤務環境等に応じた各種手当を積み上げます。

ここで、支払われる給与にどの金額まで含まれるかが問題となりますが、中央の行政機関及び上海市の関連規定では、企業が支給する給与の詳細までは規定していません。これに対し、北京市高級人民法院及び同市労働人事爭議仲裁委員会が2020年4月に公布した関連規定²では、基本給及び職能給といった出勤の有無にかかわらず支払われる固定給与部分を支払うものとされ、営業実績に伴うボーナスや出勤に伴い支払われる変動可能性のある各種手当については支払わないことができると規定しています。

8号通知では、あくまで企業と従業員の協議を通じて取り決めることを推奨しており、また北京市高級人民法院等の関連規定は他の省や都市での紛争に対して法的拘束力を持つわけではありません。しかし、同関連規定で定める基準の内容は合理性のある区別と考えますので、例えば、今回の上海市のロックダウンに伴い工場等の稼働を停止している企業が従業員との間で協議する際にも参考になる基準であると思われます。

(2) 労働できない期間が1回の給与支払周期を超える場合

8号通知及び上海市司法局が2022年4月に公布したガイドライン（以下「上海市ガイドライン」といいます。）³によると、企業は、労働できない期間が1回の給与支払周期を超えるような場合は、関連規定に基づき生活費を支払うことが推奨されています。もっとも、生活費の計算基準については、全国的に統一した規定がないため、各地方の給与支払関連法規で定める業務・生産の停止に係る規定の支払条項を参照することになると考えます。

例えば、北京市の関連規定では、企業による業務・生産の停止期間が1回の給与支払周期を過ぎても使用者が労働者に

“労働を手配できない”場合、北京市の最低賃金水準の70%を下回らない限度で基本的な生活費を支払うことが定められています。これに対し、上海市の関連規定の場合、1回の給与支払周期を過ぎた後に“従業員が何らかの労働を行った”場合に上海市の最低賃金水準を上回る給与を支給することが義務付けられていますが、従業員が“労働を行っていない”場合の基準については定めていません。もっとも、上海市の裁判実務上では、例えば、2020年の新型コロナウイルス感染に伴い発生した工場の生産業務の停止に伴い“労働が行われなかった”従業員への生活費の支給金額に関して、企業が上海市の最低賃金水準を下回る金額を支給したことが認められた裁判例も出てきています⁴。

今回の上海市のロックダウンに関しては、少なくとも現時点では企業の業務停止期間は1回の給与支払周期を下回っていますが、今後、万が一ロックダウン期間が1カ月を超えるような場合には、企業は上記のような従業員との協議を通じた生活費の支給について検討する必要があります。

三、取引先への供給・支払遅延の発生と法律上の不可抗力

今回の上海市でのロックダウンなど一連の蔓延防止措置等が採られた場合、多くの企業が取引先への供給・支払遅延への対応を迫られてしまいます。双方で円満に協議の上、納期や支払期限を延長できれば支障はありません。しかし、もし取引先から納期遅延等に伴う損害の賠償を求められた場合、企業としては、蔓延防止措置等の実施が民法上の不可抗力であることを理由に、違約責任の免除や契約の解除等を主張することが考えられます。

2020年に新型コロナウイルスの全国的な蔓延が重大突発公共衛生事件に該当すると認定されて以降、新型コロナウイルスの蔓延やその蔓延防止措置等は「不可抗力」に該当すると考えられています。また上海市ガイドラインや2022年4月10日に上海市高級人民法院から出された関連規定（以下「上海市高級人民法院回答」といいます。）⁵でも同様の内容が規定されています。

もっとも、蔓延防止措置等の実施が不可抗力に該当することを理由に全ての供給・支払遅延が免責されるわけではありません。その他に、（1）各企業の供給・支払遅延が不可抗力に起因するものか否か、（2）企業の供給・支払

² 「新型コロナウイルス感染の肺炎蔓延状況の防止期間の労働爭議案件の審理における法律適用問題に関する解答」（2020年4月29日公布、施行）

³ 上海市司法局による「蔓延防止期間中によくみられる法律問題の手引き（一）～（三）」

⁴ (2021)沪01民终11970号

⁵ 「上海市高級人民法院による『新型コロナウイルス肺炎蔓延案件に係る一連の法律適用問題に関する解答（2022年版）』（一）～（三）」

遅延の契約への影響を具体的に検討した上で判断されることになります。

(1) 企業の供給・支払遅延が不可抗力に基づき生じたものか

供給・支払遅延が不可抗力に基づき生じたといえるためには、不可抗力事由がいつ発生したかを明確にする必要があります。そして、先に供給・支払遅延が発生した後で不可抗力事由が生じた場合には、不可抗力の規定は適用されず、違約責任を免れません。例えば、今回の上海市のような段階的なロックダウン措置であれば、上海市政府により正式に公表された自社の住所地に関するロックダウン開始日時が不可抗力の発生日時になると考えられます。そのため、今後、もし取引先との供給・支払遅延について不可抗力の規定の適用を検討する場合には、契約において自社が負う義務の履行期限と不可抗力となりうる蔓延防止措置等の実施日時の関係を確認することをお勧めします。

(2) 企業の供給・支払遅延の契約への影響

中国での取引において、不可抗力事由に基づき供給・支払遅延が生じれば、契約上の全ての責任が免除されるわけではありません。主に以下のような場合に区別して個別に判断されます。

① 遅延により契約の目的が失われた場合

不可抗力に基づく供給・支払遅延により、そもそも契約の目的自体が失われた場合には、契約を存続させる意味がないため、契約を解除することができます⁶。その場合、既に支払われた前払金等は取引の相手方に返却する必要がありますが、契約解除に伴う違約責任の請求は認められません。

② 履行不能の場合

不可抗力による供給遅延の結果、供給義務が履行不能になった場合、もし1回限りの供給であれば上記のように契約が解除される可能性もあります。しかし、例えば、継続的な売買契約等の複数回にわたる供給が想定されている場合には、契約が存続することを前提に、供給不能に基づく責任について、不可抗力の影響に応じて、その全部又は一部が免除されます。

このような履行不能に伴う責任免除の判断にあたって、例えば、上海市高級人民法院回答（三）によれば、i）新

型コロナウイルスの発生時期、蔓延期間、深刻さの程度、地域的範囲など契約の履行に対する実際の影響に照らして、ii）蔓延防止措置等に基づく封鎖地区、管理地区、防備地区といった区域の段階レベルや、業界や紛争毎の人流移動制限措置の影響の程度等の要素を考慮した上で、不可抗力としての蔓延防止措置等と契約履行への障害の因果関係を総合的に判断するとしており、実際には、非常に多くの事情を加味した上で個別に判断されることになります。

更に、供給不能に基づき免責される場合、取引の相手方が被る損失も少なくありません。そのため、供給不能に基づく免責を主張する場合、遅滞なく取引の相手方に対して不可抗力に基づく供給不能の事実を通知し、かつ合理的期間内に不可抗力が発生したことを証明する書類等を提供する必要があります⁷。

不可抗力の事実を証明する書類については、例えば、国際取引であれば中国国際貿易促進委員会（CCPIT）による証明書の発行がなされており、中国国内の取引に関しては、蔓延防止措置等が実施された日時が記載された行政機関からの通知文書等でもよいと考えられています。

取引の相手方への通知については、供給不能になった当事者は損害の拡大防止義務を負うため、迅速に通知をしなければ、取引先が被った拡大損失については免責されません。そのため、企業としては、もし供給不能に陥ったと判断したら、直ちに取引先に書面等で連絡しておくことは、将来の責任を軽減する意味で重要といえます。

③ 履行遅滞の場合

i）不可抗力に基づく免責

蔓延防止措置等により供給遅延が発生した場合、企業としては、不可抗力を理由とする責任の免除を請求することが考えられます。中国の民法典では、不可抗力により民事上の義務を履行できない場合には民事責任を負わないと定めているところ、上海高級人民法院回答（三）によれば、契約上の義務のうち、金銭支払債務については、新型コロナウイルスに罹患して支払困難である又はオンライン振込における取り扱い限度額規制が理由で速やかに送金できなかった等の特殊事情がなければ、通常は不可抗力を理由とする免責は認めないものとされています。また物品の供給義務については、通常は不可抗力を理由とする免責の主張ができるものとしています。もっとも、上記のとおり、履行不能の場合であっても、免責の範囲及び程度は多くの事

⁶ 中華人民共和國民法典第 563 条

⁷ 民法典第 590 条、上海市高級人民法院回答（三）

情を考慮したうえで個別に判断されますので、履行不能とまではいえない履行遅滞の場合、更にその範囲や程度は限定的になるものと考えます。

ii) 事情変更に伴う契約条件の変更

蔓延防止措置等により供給遅延が発生したものの、依然として供給自体は可能である場合、企業としては、通常、履行期を変更して改めて供給することを希望すると思われます。この場合、もし契約の基礎的条件に関して、当事者が契約締結時に予見できず且つビジネスリスクに属しない重大な変更が発生し、現状の契約に従った履行を継続すると一方当事者に明らかに不公平である場合には、不利な影響を受ける一方当事者は、相手方当事者に対して契約内容の変更協議を求めることができます。また合理的期間の協議を経ても合意できない場合は、人民法院に対して契約の変更又は契約の解除を請求することができます⁸。

このように、履行遅延等に陥った企業は契約の基礎条件の重大な変更を理由として契約の修正や契約の解除を主張する選択肢がありますが、この場合も全ての主張が認められるわけではありません。例えば、2020年4月及び5月に最高人民法院から公布された『新型コロナウイルスの蔓延に伴う民事紛争処理に関する司法解釈⁹』によれば、履行遅延の場合であっても依然として履行可能であり契約の目的実現に影響しない場合には、契約の解除請求は認めないとされています。これに対し、例えば売買契約において、蔓延防止措置等の実施により原料や輸送コスト等が著しく増加し若しくは製品価格の下落をもたらす、現状の価格を維持

することが一方当事者に明らかに不公平であるとの理由で価格調整を請求した場合や、同様の事情で供給遅延や支払遅延をもたらしたことを理由に履行期限の変更を請求した場合には、人民法院はその請求を受けて価格変更や履行期限の変更を認めるものとされています。そして、人民法院が履行期限等の変更を認めた場合には、相手方当事者は他方当事者に対して、履行遅延等の違約責任を請求できないものとされています。

そのため、企業としては、蔓延防止措置等により取引先への供給遅延が生じた場合には、不可抗力による責任の免除を求める以外に、契約時に想定されなかった重大な事情の変更を理由として契約条件の変更を求める選択肢もあるといえます。

四、最後に

上海におけるロックダウンのような蔓延防止措置等が実施されると、企業にとっては社内の管理のみならず対外的な取引の行方にも大きな影響を受けてしまいます。本稿で解説したように、最も影響が大きいと思われる従業員への処遇と取引先との契約処理については、直近でも様々な政策や規定、解釈が公布されており、日系企業の皆様が自社の方針を検討するにあたっては非常に有益なものであるため、その一部を紹介させていただきました。今後の従業員との協議や取引先との交渉にあたって参考にしていただければ幸いです。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

⁸ 民法典 533 条

⁹ 法発【2020】12号